

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年11月29日(2007.11.29)

【公開番号】特開2001-192347(P2001-192347A)

【公開日】平成13年7月17日(2001.7.17)

【出願番号】特願2000-313523(P2000-313523)

【国際特許分類】

C 07 C 17/23 (2006.01)

C 07 C 21/19 (2006.01)

C 07 B 61/00 (2006.01)

C 08 F 36/20 (2006.01)

【F I】

C 07 C 17/23

C 07 C 21/19

C 07 B 61/00 300

C 08 F 36/20

【手続補正書】

【提出日】平成19年10月12日(2007.10.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

即ち、本発明の具体的な態様においては、工業的に入手可能なあるいは種々の手法によって合成可能なテトラハロゲン化ペルフルオロアルカンを-78から+200の範囲でテトラヒドロフランなどの有機溶媒中、触媒として適量のハロゲン化アルキルの存在下、Mg, Zn, Cd, Al, Cu, NaまたはLiなどの金属と反応させ、脱ハロゲン反応を行うことによって高収率で、-ペルフルオロアルカジエンを得るものである。吸湿性が高く、分解しやすく、かつ高価な有機金属化合物を使用しないことから、安価で大量生産に適した製造方法であると共に作業性及び安全性の向上も図れる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

触媒として用いられるハロゲン化アルキルは、一般式；RXで示され、Xは塩素、臭素、ヨウ素のいずれか、Rは直鎖状、分枝状、あるいは環状のアルキル基またはアリール基で示される化合物の中から選ばれる。触媒として使用されるハロゲン化アルキルの量は、原料のテトラハロゲン化ペルフルオロアルカン類に対して0.05当量から0.5当量の範囲内で行われる。0.05当量未満では触媒効果が低く、満足する収率で目的物を得ることができない。逆に0.5当量超に触媒の量を増量しても得られる効果は同様であり、コスト面から0.5当量以下が望ましい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

反応温度は、-78から+200の範囲内で行われる。

上述の有機溶媒中で、金属とハロゲン化アルキルとを加え、加熱または沸騰還流を行うことで前述式(2)から式(1)のペルフルオロアルカジエン類を製造する。